

中野区勤労者福利厚生事業について

令和5年度の行政評価では「中野区勤労者福利厚生事業等支援」について、外部評価を受け、外部評価者からも、勤労者福利厚生サービスの拡充や運営体制の効率化などの意見をいただいた。行政評価の結果を踏まえ、中野区と中野区勤労者サービスセンターで今後の勤労者福利厚生事業のあり方について、議論を重ねてきた。これまでの経過と今後の方向性を報告する。

1 背景

区では、区内中小事業所に勤める勤労者及び事業主の福利厚生の向上を図るとともに、区内企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的として勤労者福利厚生事業を実施している。現在、同事業を担っている中野区勤労者サービスセンターは、1983年7月に発足した「中野区勤労者互助会」を発展的に改組した団体だが、設立から約40年が経過し中小企業を取り巻く社会経済状況の変化や福利厚生ニーズの多様化などにより、近年は会員数の減少が続いている。

さらに、事務局人件費の上昇や物価高騰の影響を受けて経常的な固定費の増額に歯止めがかからず、センターの財政上、組織運営が非常に厳しい状況にある。

2 中野区勤労者サービスセンターの現状と課題

(1) 会員数の推移(別添参照)

中野区勤労者サービスセンターの財源構成は、会費収入、区からの補助金収入、広告収入等を基に区内中小企業を中心とした勤労者(会員)向けのサービスを提供している。このため、基幹収入である会費収入は会員数によって大きく影響を受けるが、会員数は平成28年度の3,773人をピークとして減少の一途を辿っており、令和5年度当初で2,623人となっている。

(2) 財産の推移(別添参照)

業務見直しにより経営改善を続けてきたが、令和3年度以降は会員数減少による会費分の補填を行ったことなどにより、毎年300万円~450万円程度の支出超過が続いている。さらに令和6年度以降は固定費の増加によって、600万円程度の支出超過となる見込みである。

(3) 会員数増加に向けたサービスの改善

令和5年7月から10月にかけて、中野区勤労者サービスセンター理事会及び理事会経営部会(組織運営を検討する場)を毎月実施し、会員数増加に向けたサービスの改善について積極的に議論を重ねてきた。これは、令和4年度に実施した会員向けアンケート結果や行政評価の外部委員からの意見等を踏まえ、ニーズに合わせたサービスの提供を目指すものだが、中野区勤労者サービスセンターとして、次のとおりの結論に至った。

【結論】

中野区独自のサービスを残しつつ、一部の福利厚生事業はスケールメリットを生かし民間事業者が提供する勤労者福利厚生支援サービスに別途委託する。

(4) 持続可能なサービスが提供できる運営方法の検討

前項のサービスの改善に引き続き、費用対効果の高い運営方法についても検討・議論を重ねてきた。この中で、①中野区勤労者サービスセンターを維持したまま経営効率を高めてサービス継続する案、②中野区勤労者サービスセンターを解散した上で中野区にサービス継続を依頼する案の2つの考えがあったが、中野区勤労者サービスセンターとして、次のとおりの結論に至った。

【結論】

①の場合、現状の会費（500円）のまま、安定的な運営を継続するためには3,700人以上の会員数を維持する必要があることや、今後さらに多様化するニーズに応えることは困難であることから、②の中野区にサービス継続を依頼する案を進める。

(5) 中野区への依頼

これらの状況を鑑み、令和6年1月19日付けで中野区に対する申し入れを受けた。

3 今後の中野区勤労者福利厚生事業について

中野区内の中小企業は9割を超えており、その中小企業を支えている勤労者向けの福利厚生事業は、中小企業の人材確保、雇用支援として側面的な経営支援につながる事業である。社会経済情勢等から区内中小企業が人材確保に苦勞している現状を鑑みると、勤労者福利厚生事業は今後も推進していく必要がある。

また、これまで同事業を担ってきた中野区勤労者サービスセンターの実情を踏まえると団体の解散はやむを得ないものと考えられる。一方で、これまで積み重ねて提供してきた会員向けサービスは、中小企業の雇用定着支援（経営支援）の一翼を担うものである。さらに、中野区独自のサービスも含まれており、中野区が運営形態を引き継ぐことは中小企業の経営支援を後押しすることとなり、継承していくべきものである。

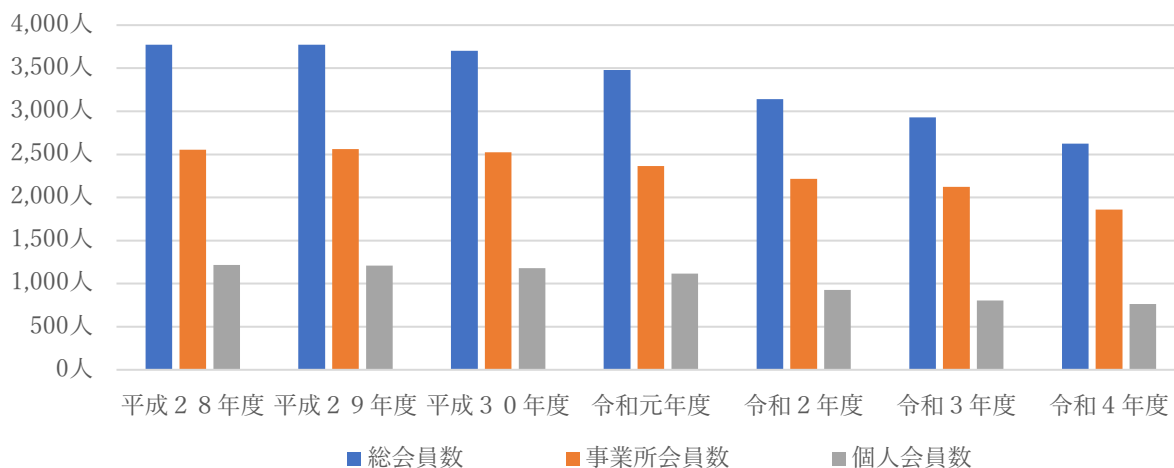
中野区勤労者サービスセンターの財産の状況・報告内容から、事業転換する時期は令和7年4月を予定しているが、現会員への影響を鑑みて令和6年度は中野区勤労者サービスセンターと中野区によって、丁寧な調整と引継ぎを行っていく。

4 経過・スケジュール

令和6年1月	中野区勤労者サービスセンターから中野区への報告
4月	中野区勤労者サービスセンターの福利厚生事業の一部にベネフィット・ワンを導入
4月以降（順次）	中野区勤労者サービスセンター会員に周知（解散後の勤労者サービスの提供体制含む）
令和7年3月末	中野区勤労者サービスセンターによる福利厚生事業の終了
4月	中野区による勤労者福利厚生事業の提供開始
4月以降（年度内）	中野区勤労者サービスセンターの整理・解散

【中野区勤労者サービスセンターの会員数の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総会員数	3,773人	3,772人	3,703人	3,481人	3,142人	2,929人	2,623人
事業所会員数	2,555人	2,562人	2,523人	2,363人	2,215人	2,124人	1,859人
個人会員数	1,218人	1,210人	1,180人	1,118人	927人	805人	764人
事業所数	963	925	879	824	742	687	634



【中野区勤労者サービスセンターの財産の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
財産残高	28,792,578円	29,536,414円	20,799,458円	23,046,874円	18,704,130円	15,000,000円

【外部評価モニターの主な意見】

- 福利厚生サービスを提供する民間事業者と競合するため、事業自体が厳しいと感じた。区がある程度中野区勤労者サービスセンターへ介入する必要がある。
- 利用者が減少している理由として、利用者のニーズに見合った福利厚生サービスが出来ていないと考える。ニーズがない取組を続けるのは疑問であり、ニーズがどこにあるのかを明確にすべきである。
- 会員数の減少は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きいと思われ、必ずしもニーズの多様化に対応出来ていないとは言い切れないのではないか。
- 会員数の増減に合わせて補助金を増減させることはできないのか。
- 地元経済貢献等の観点から、広域連携や廃止は望ましくなく、縮小したとしても維持していくべきではないか。